

神奈川県立自然公園条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

海上運送法施行規則の規定について、海上運送法等の一部を改正する法律が施行されることを受け、規則における所要の規定の整備等のため、自然公園法施行規則の一部を改正する省令が令和6年12月27日付けで公布され、令和7年4月1日に施行されることとなったことに伴い、同法施行規則を引用している神奈川県立自然公園条例施行規則について、所要の改正を行う。

「公園事業となる施設の種類の種類として、自動車に動力源としての電気を供給するための施設等を追加」及び「国立公園及び国定公園の特別地域及び特別保護地区において許可を要する行為として、環境大臣が指定する道路において車馬を使用することを追加」するため、自然公園法施行令の一部を改正する省令が令和3年9月17日付けで公布され、令和4年4月1日に施行されることとなったことに伴い、同法施行令を引用している神奈川県立自然公園条例施行規則について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

第2条第6号中「及び」を「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び」に改める。

神奈川県立自然公園条例第19条第1項第15号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。（第11条の2）

第12条第1項第13号中「に掲げる」を「又は第15号に掲げる」に改める。

第14条第112号中の「第3条」を「第3条第1項」に、「免許」を「許可」に、「第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた」を「第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした」に改める。

3 施行期日

交付の日からとする。